

〔翻 訳〕

『閑 中 録』(四)

作 恵慶宮 洪氏
 翻訳 梅山 秀幸

甲申の年(1764)の二月の処分は国家の大事として行われたことであって、それをあえてあだこうだと口をさしはさむ筋合いのことではなく、また、すでに処分があった後にはさらに口に出しても詮ないことではあるが、わたくしのそのときの気持ちはくらべるものとして、その若干について書き記してみよう。

わたくしは、あの年、死のうとして死ぬことができず、生きながらえたものの、抱いた恨みは千万であった。しかし、宣禧宮がはなだお悲しみになったから、かえって、わたくしがお慰めしたし、世孫が幼い身で悲しみを抱き、また直面せずともいいことに直面して、過度にお悲しみのあまり自傷なさることも心配であったから、これも、わたくしがお慰めしなければならなかった。悲しみもひとしおで、どんな母子があるからといって、正祖とわたくしのような深い悲しみを抱いた母子がどこにあるのか。

その年の七月に宣禧宮が下がって来られ、入廟¹⁾のご様子をご覧になって、まもなくお亡くなりになった。お悲しみのあまりご病気になって、お命をなくされるに至ったのであったが、わたくしの悲しみはまたいかばかりであったろう。宣禧宮が亡くなった後、宮中の様子と人心ははだいに変わって行き、鄭氏の妻がご寵愛を頼りにして、女子の天性としてへりくだることができずに、猜疑することがはなはだしく、内外の権勢がみなその身に帰してしまって、わたくしに対してはいよいよ虐待することが多かった。わたくしはおのずと小朝が禍変に遭われたことを嘆息しがちであったが、そのとき、顔色とことばには変に遭った様子は見せなかった。鄭氏のほかには義弟がなく、わたくしと鄭氏の妻の影だけで玉体を敬って、世孫を保護することだけが大切であったから、わたくしはすこしも和氣を変ざることがないようにした。

お父さまもまたわたくしの思いと同じく、いつも世孫にその姑母²⁾に慇懃に接するようにと戒められ、わたくしにも、仲良くするようにとおっしゃって、根本においてあれこれと国を憂い、苦心をなさっていた。

お父さまはまた、鄭氏の妻の養子である厚謙をたいせつに扱われ、その媳三寸の鄭翬良とは党派を異にしていたにもかかわらず、相親しまれたので、厚謙もわたくしどもには感謝していた。しかし、お父さまが亡くなられた後、厚謙がひとり、登科後に人の誘いに乗って、心変わりをしたのだった。このことはわが家の第一の禍根となるものであった。戊子の年(1768)、厚謙は水原府使になろうとして、新領相の金致仁に請願したが、お父さまが、

「わたしが馬一頭をどうして惜しむことがあろう。だが、弱冠二十歳に満たない若者に五千の兵馬に匹敵する官職を与えるのは国家を滅ぼすことであって、また、あの若者を愛する道理でもない」

とおっしゃって、ついに首を縦にお振りにならなかった。わたくしや兄弟たちが、

「どうして家のことをお考えくださらないのでしょうか」

と、何度も申し上げたが、お父さまはお聞きにならず、権勢にまかせて大義をお曲げになるようなことはなかった。あの者とのあいだにすき間ができたきっかけはこのようなことであった。また、鰲興³⁾が国舅となったが、このソンビは急に尊大な態度を取るようになったものの、そのくせ、すべての事理に疎かった。お父さまは喜びと憂いをともになさるお気持ちで、懇切丁寧に指導してお教えになって、すべてのことに欠陥が現われないようお助けになったから、初めのあいだこそ感謝していた。わたくしもまた、大妃殿をまず敬うこととして、わたくしの方が年かきであることを考えることもなく、一心に敬って、大妃殿もまたわたくしに丁寧に応対なさったから、すこしのすき間もなく、両家は百年をたがいに親しんで来たかのようにであった。しかし、形勢が変わり、付き合いに倦んでしまわれてからは、強い人をはばかりようになり、こちらの指導する意志を無になさるようになってしまった。

王さまは、己卯の年(1759)以前は、お父さまを外戚すなわち肺腑の親⁴⁾として以上に、まるで一家門里であるかのように親愛なさった。お父さまが将相となって、政治にたずさわり、王さまがこれを厚く遇されることと云ったら、千古に稀なほどであった。ところが、丙戌の年(1766)にお祖父さま⁵⁾がなくなって、その間に、亀柱と厚謙がたがいに示し合わせ、厚謙は前に水原府使になりそこねたことを恨み、亀柱は自分の家がわれわれの家に及ばないことを嫌い、まことにおかしなこ

とに憤って、ことばにできないばかりの謀りごとをめぐらせた。これは利を追い、勢いに頼る輩が、うわべでは士類と称して、左に唆されれば、おのずと右を害そうとして、その中で機会をうかがっていたもので、至極なる友と近しい親戚がすべていっしょに亡くなった今、わたくしの家の危機は朝夕の間に迫った。しかしながら、英祖大王の恩恵はますます重く、お父さまは、お祖父さまの喪があけて後も、領議政の職を重ねて頂戴して、ご寵愛ぶりも以前とすこしも変わらなかった。とはいうものの、反対勢力の動きが活発で、内外にわが家に助力するものがなく、害そうとするものたちは蜂の群れのように起こった。諺にも「何度も切られて倒れない木はない」というではないか。今日も攻撃され、明日も攻撃されということでは、言わざる中にも、恩寵がしだいしだいに減少していき、金龜柱と金觀柱が頭目となって、庚寅の年（1770）の三月に、韓鑰の凶誣⁶が起こったのだった。

お父さまはご自身の身にはずかしめを受けて、痛憤にお耐えになることがどれほどであったことか。英廟は特別な恩恵を与えてくださり、引退するようにおっしゃったが、そのときの驚きと悲しみはおしはかりようがない。しかし、お父さまは泰然とした態度で聖恩に感謝し、宣麻⁷の後、永美亭⁸に出て行かれた。わたくしが忘れようもない口調で英廟をお敬いになり、また英廟はお父さまをお頼りになって、そのまま君臣のあいだが終始ひとつであることを望んだが、群小に恨みを買って、凶誣を受けて、お父さまは一朝にして官を退かれることになった。わたくしは官をおやめになるのを惜しむのではなく、お父さまの断固たる忠誠のお心にどんなにかおこたえになるだろうと、かえって驚き、悲しんだ心の内を、またこの筆でどのように書きえよう。お父さまは科挙の前から王さまの思し召しは特別であったが、甲子の年（1744）の嘉礼の後には登科までなされた。朝廷に肺腑の臣下がいず、官職がまだ高くはなかつた時分から、特別に国の大小の事を処理なさるようになった。入朝して以来、三十年というもの、地方官であったとき、あるいは喪に服していらつしやうたとき以外には、王さまが引見なさらなかつた日とてなく、五營の将⁹の任務と度支¹⁰と恵堂¹¹を離れることなく、十年を將軍や大臣として、百姓の利害と八路¹²の苦楽をご自身の身の上のことのようにお考えになって、君臣の間も、昔の史籍にもないほどであった。

また、その当時、科挙が頻繁に行われ、一門の運が開けて、門内の子弟が続けて及第した。立場が他の者たちとは異なっていて、政治の清明なる時代が続いてさえいれば、天命とも、僥倖とも考えて、満足していればよかつたのだ。しかし、わが

家だけが榮えて、至極に過分であつたのか、今となつて考えて見れば、その繁榮の名残をとどめることなく、官吏や官官どもが身体をふみにじり、人の猜疑すること、鬼神の忌むことをどうして免れることができたろう。お父さまが官職を去りたいという思ひは、以前から、夜に昼に募っていたものの、主恩が丁重で、立場も格別であつたから、心に任せておやめになることもできなかつた。困難な局面に遭遇なさつて、昔の賢人の直節をすべて尽くすことはおできにならなかつたものの、王さまのために懸命にお仕えになつたのだった。もし朝野に剛直なる人がお父さまがまつりごとを誤つたと是非するとすれば、ご自身も笑つて当然に耳をお貸しになることであつて、わたくしたちが心にどうして含むことがあつたらうか。わが家を攻めるのは亀柱の党、すなわち厚謙の党であつて、表面では二つの党であつたが、実のところは、裏でつながつて行き来している徒党であつて、まがまがしいことばと不屈な謀りごとでもつて、わが家を滅亡させようとしたのだった。蒼天がみそなわすことを願いつつも、一門の驚きと慌てようといつたらなかつた。わたくしはこの至極なる悲しみにどうして耐ええたであらうか。

そのとき、禍色はしだいにはなはだしくなつていき、わたくしが思うに、亀柱を懐柔するすべがなく、鄭妻にわが家が禍を免れるように頼み込んだ。ところが、その人は息子の亀柱の話しを聞いて、前日のわが家とねんごろであつた情が変化してしばらくたつたためか、わたくしのことばで動くことはむづかしくなつていた。そのことの筋として、その息子の方を懐柔するのが道理であつて、試みようとしたものの、お兄さま¹³⁾はなにかで憎むところとなつて、仲弟¹⁴⁾もまた同様であつた。もうひとり、叔弟¹⁵⁾がいたが、その性格は、子どものころから、志気が高尚であつて、氷清玉潔といったところ、いやしくも卑陋なことをする人物ではなかつたのだが、兄弟の中でも年少でありながら、胆略は十分であつたので、わたくしはかれに手紙を書いて、

「昔の人には、父母のために死ぬという孝子もいましたが、今のご時勢では、お父さまのために厚謙のような者とも親しんで、門戸を救うということもたいせつでしょう」

と、勧めることしきりであつた。叔弟はわたくしのことばのとおりにつとめて、わが身を顧みることなく、昔の人の権謀術数を踏襲して厚謙と親しんだが、叔弟がそのことで予想していた以上に世間から恨みを買つて、わが身を汚してしまつたのは、ひとえにこの姉のせいであつた。

叔弟はお兄さまに文章を学び、文才が優れていたもので、すぐに小科¹⁶⁾を受け、また殿試¹⁷⁾においては壯元¹⁸⁾を得て、祖父の業績を引き継いで、前途洋々たるものであった。だが、もっていた才能を開くこともせず、門戸の禍のことを考えて、天性の本心をまっとうすることなく、みずから恥じながらも、厚謙と交わることを約束して、家が安泰であれば、自分は世間には現われなくともよとした。そうして、礪里の家を東西に移して建て、わたくしにその気持ちを手紙に書いてよこした。今はソウルを離れて遠くへは行くことのできない身で、将来、近郊に徘徊しながらでも、宮廷をお支えして、官職を離れつつ、自然の泉石のように一生を終えようという意味のことが書いてあり、目頭が熱くなったことであった。

辛卯の年(1771)の二月にお父さまが遭われた禍は千万の夢想の外のことであった。亀柱の叔姪どもがひそかに謀って、わが家を滅亡させようとしたものであったが、先大王は至極に英明でいらっしゃったものの、春秋を召されていて、どうしてそこまで察知していらっしゃったであろうか。危機がいよいよ迫って、清州に帰郷させられることになって、さてどのような事態になるか、まったく予想が立たなかったが、世孫が外家を保護しようと、中宮殿におことばを尽くされた。その日、漢者が厚謙とともにわが家の断罪を決めるべきだと申し上げようとしたのだが、厚謙の考えが前日のままであったなら、どうなったことか知れなかったものの、叔弟と親しんでいたことによって、そのままになって、その場で害を与えようという議論はやんだのだった。厚謙の母の鄭妻も出かけて行って、おなだめ申し上げたので、禍色もようやく終息したのだった。さしあたっては、その心には感謝したものの、鄭妻にも当初はそれほどの悪意はなかったのである。

このとき、亀柱の叔姪らがわが家を陥れようとしたのはほかでもない。先大王は嗣の兄弟が続いて生れたことが後々の禍根とならないかと心配なさっていた。これについて、お父さまも憂慮なさらなかったわけではなかったが、露顕した罪がない以上、恩怨をまず言い立てるものではないとして、

「臣下の立場にとっては世孫は至極の身でいらっしゃいます。臣下が好む色でもって、わたくしどもを扱ってください、怨みを抱かせないようになさるのがよろしいでしょう」

と申し上げ、わたくしどもには、くだらない者たちには抗うことがないようにとおっしゃった。そのようなことをすれば、人のためにもまちがいが生じて、この教えを疎んじれば、良くないことが多く生じよう。お父さまはあれこれと気に病ん

で、ご心配なされたことは、おしはかりようのないほどであるが、その後になって、そのようなことを教えても、感動するような人物もなく、信を置くこともできないようになってしまった。ご自身の苦心によって、国家が無事であるようにお考えになったものの、思いのままにもならず、慨嘆なさることしきりであった。庚寅の年(1770)の後、亀柱どもが、あることで陥れようとして意のままにならず、また、別のあることで陥れようかなどと考えて、禍の危機がさし迫ったが、世孫の徳によって、敵もようやく鎮静したのであった。人情と天理としてご自身の孫に当たる世孫のために、お父さまの精誠がいかばかりであったかわからないほどであった。人びとは理に外れたことで害そうとしたわけであるが、人情の凶険であることはまことに恐ろしいばかりである。

お父さまは清州に帰郷なさって、ソウルに戻ることはすぐには許されず、お父さまを論難する上疏が止まなかったために、しばらく果川の村舎に控えていらっしやった。四月にふたたび登用のことがあって、お父さまは六月になって宮廷に参られたが、父と娘はたがいに会うことがうれしくて、ようやく怨みを雪ぐことができた。八月になって、韓鑰がまがまがしい訴えをふたたび行つたが、これもまた、亀柱の謀りごとであった。浮雲が白日を覆い隠してしまい、きびしい命令が下ってしまつて、罪名も重々しいものであったが、ムン峰の廟の下に蟄居なさって、お兄さま夫婦といっしょにお過ごしになった。そのときの気持ちはどのようであつたろう。庚寅の年(1770)に永美亭にいらっしやつたときは、大きな建物にソウルから社壇を移してお祭りして、叔弟夫婦がお仕えて過ごした。叔弟の夫人はこの家に嫁して来てまもなくのことで、先妣がお亡くなりになったが、いつも追慕して、嚴舅にお仕えすることを至極うやうやしく行つて、百事に仰ぎ見るようであつたから、小姑¹⁹⁾もこれを愛することはなはだしかった。永美亭でお仕えていたときも、支子婦²⁰⁾としては普通はしないことであつてもまごころを尽くし、うやうやしくお仕えたのであつた。辛卯の年(1771)の二月に禍色が迫り、そのとき、身ごもつて数カ月であつたにもかかわらず、冷水で沐浴したり、東望峰に登つて、嚴舅のために天に祈つたりしたが、その年の九月には死んでしまった。妊娠したわが身を顧みることなく、冷水で沐浴までしたため、わたくしは特別にその死を悼んだことであつた。

壬辰の年(1772)の正月、お父さまは恩赦をお受けになって、詔諭をいただいて感激なされた。やむをえずに、サンホにふたたびやつて来て、おとどまりになり、

しかる後に参内なさったが、天顔が和悦なさることは以前といささかも異なることがなかった。その年の七月二十一日には、観柱と亀柱が続けてまがまがしい上疏を王さまにさしあげたが²¹⁾、どんなことが陥れる材料でなく、どんなことばが謀りごとでなかったろうか。世変の推測しがたいことと人心の凶悪なることははかりしれない。われわれの立場は人と異なっていたはずなのが、どのような怨みによってこのような異常な状況に追い込まれたのであったろうか。先大王の賢明であることといえば日月のようで、お父さまへの讒言は退けてくださったものの、二つの外戚の間²²⁾のこうした葛藤に激怒なさって、とうとう亀柱は肉袒負荆²³⁾して謝罪することになり、亀柱には処分が下された。わたくしはそのとき小さな小屋に下がって、刑罰の降るのを待っていたが、お召しになって、王さまは

「わが内殿²⁴⁾はあなたを以前とすこしも変わらずにご覧になるだろう」と慰めてくださった。わたくしの話をお聞きくださって、また、

「あなたはすこしも内殿を疑ってはならない」

とおっしゃったが、天恩はまことに限りないものであった。だれか国の恩恵をわたくしのように深くこうむった人間がいったいどこにしようか。この日、わたくしの遭遇したことはまことに奇怪なことで、変事に処さねばならぬ道理が限りなく悲しかった。王さまのおことばのねんごろであったことに感動して、亀柱への不共戴天の怨みをわすれることはなかったものの、慈殿²⁵⁾に仕えることについては、あえて心にすこしも遅滞する気持ちを抱かず、まごころをもってお仕えたことは、宮中のものみなが目にしたことである。慈殿もまたわたくしに対しなさるご様子は今までとすこしも変わらなかったが、わたくしが慈徳を仰ぎ見てよくまじらったことは、くらべるものがないほどで、慈殿も自然とお気をお配りになったようであった。亀柱は国に反逆しただけでなく、おのずから慈殿に対しても罪人であったことが了解されようというものである。

癸巳の年(1773)にお父さまは還暦をお迎えになったが、お祖母さまが還暦を迎えることなく、お亡くなりになったことを惜しんで、追慕の情を新たにささって、酒杯を手になさらないだけでなく、朝御飯もお食べにならないで、悲しんで、涕泣してお過ごしであった。わたくしはあえて飲食をお勧めすることはせず、ただお食事を調べてお出しするだけはお出したのであったが、箸を取って召し上がることはなかった。お母さまもまたその月が還暦に当たっていたのだが、早く亡くなってしまわれて、ご夫婦がいっしょにこの年のこの月にお慶びになる様を拝見すること

はできなかつた。わたくしども兄弟の父母を思うまごころと追慕の悲しみはいかばかりであつたらうか。その年の十月、先王は、わが家がせつかくの還曆のお祝いも味けなく過ごしていることをお責めになつて、ソウルの屋敷に宴樂を賜つたが、風流のひとつだりを聞いて、こうむつた恩恵に対して、一家が感謝する気持ちはいよいよ深かつた。叔弟の家はそうした中で良き配偶者を喪つて、呱呱とした幼子を残して、家中の寒々とした気配はくらべるものとなつて、あまりに悲しい様子であつた。ふたりの子どもを置いていたために再婚することもなかつたが、その後、息子たちにふたりの嫁を立て続けに迎えることになつて、家の中が生き返り、その母の淑徳に報いるかのようなのであつた。甲午の年（1774）の冬には次男を喪つたが、こうした逆縁はわが家にとって初めてのことで、一家が衰退する兆候ではないかと思われたものの、叔弟が就榮というひとりの息子しかもたずに、再婚しないのは道理において正しくはないとして、お父さまがお勧めになり、わたくしもまた何度も手紙でその固執を解いて、乙未の年（1775）の秋には再婚することとなつて、三人の息子とひとりの娘を得たのであつた。白髪の晩年になつて、子宝に恵まれたわけであるが、わたくしとはといえば、ただ子どもたちを得る手助けをしたまでのことである。

この年の十二月に仲父は領議政の職を拜命されたが、まだお父さまも官にとどまっていられなかつた、凶党の讒言に遭つたことは怨みとなつていたものの、わが一家の人間が官職をいただいて、国家の恩に感謝すること、しきりであつた。閑暇に暮らすことが望ましくもあつて、国家の危機が百尺竿頭にかかっているようなときに、この拜命におどろき、心配と恐れとがおのずと身体を縛るようで、飲食もせずに、不安に思つたことでもあつた。一家は最も盛んなときに当たつたが、天が満ち足りることを危ぶんだのか、仲父は官位を極めたものの、災いがおのずと生じてしまい、乙未の年（1775）の秋に大きな罪を負うこととなり²⁶、恐縮したあまり、中途半端な所業もあつたかして、本心を汲みとられることもなく、罪名は重く、家が滅びる大切な要所といったところであつた。わたくしは胸が塞がって、人目を忍ぶようなことを書くこともできず、ただ、慟哭するのみである。

丙申の年（1776）の三月五日、王さまがお亡くなりになつた。その悲しみの深さをどう形容できようか。わたくしは十歳で、英廟に見え、三十余年のあいだ、極まりのない慈愛をこうむつて、困難な局面にあつても、わたくしを愛してくださることにはすこしも変わりがなく、わたくしを知己旧識であるとまでおっしゃつてくだ

さった。遭遇した局面と世間のむずかしさを考えると、わたくしの身ひとつを守ることがどれほどたいへんなことであつたか、英廟の天のような聖恩がなければ、決して可能ではなかつたことであり、またわが家を救済なさつたのも、終始変わらない恩恵によつてのことであつたから、子孫として、このご恩をどうして忘れていいものであろう。主上をやつとのことで育て上げ、天子の位におつきになるご様子を拝見して、母親の気持ちとして、どうしてありがたく、うれしく思わないことがあるか。しかし、心の中の悲しみは絶えず、家にも禍の気配がさまざまに迫つていた。仲父の罪だけが気掛かりなのではなく、他にもしつこい讒言がたびたびあつて、お父さまの立場はますます不安なものであつた。わたくしは不肖ながらも、主上の母親の座にあつて、お父さまを害そうとすることは、わたくしを亡きものにしよつたという意志に異ならず、わたくしも死んでしまえば、こうした様を見ないですむのだが、主上をお見捨てすることのできないのは、また人情として当然である。七月に仲父の遭遇なさつたことを見たわけが、これは門戸の滅びようとする兆しであつた。わたくしの立場でこれをどうすることができよう。慟哭すれば、慟哭したで、これも私情に過ぎない。国家のためのまごころはますます力を尽くし、王さまの明察なさることだけを望んで、お父さまはサンホにおいてわらむしろに座り、待罪して、処分を待っていらつしやつたが、誣辱がますますひどく、惶惶としてムン峰廟の下にお移りになり、一家のものみながそれに従つた。わたくしの天を窮めるような悲しみは何にたとえられよう。わたくしの立場でお父さまの冤罪をはつきりさせようとするれば、死を賜ふることにもなろうから、主上のことを考えて、母親としての生命をいやしくもながらえて来たが、一つには人厄であり、二つには無知から起こつたことであつて、仲父のまごころを深く探つて見れば、まったく思い当たるふしのないことであつた。

英廟の恩恵を深くこうむつていながら、どうして祭奠に参加せず、哭泣を廃することなどでできようか。家中の受けた処分はことばにできないほどのものであつたが、あえてなくもがなの仲父のことが生じて、お父さまはいつそう困難な立場におなりであつた。わたくしの考えでは、罪人の子どもがなにごともないかのように身を保つていては、廉恥と礼儀がみな滅びることであつた。門を閉ざして、蟄伏して、お父さまと死生禍福をともにしよう、門の外に出ることもなく、ただ、大殿が来られたときには顔を出したが、主上はどうしてわたくしが悲しんでいる姿を見ようとなさつたのだろうか。いつも、わたくしに対しなさると、心配してお悲しみ

になり、かえって、わたくしの心配を慰めるために、なごやかに振る舞われた。お父さまの処遇が困難であっただけでなく、叔弟の罪も議論されるようになり、どうすることもできず、一門の運命は険しいものとなって行った。

丁酉の年(1777)にはお兄さまの樂仁が死んで、とても悲しいことであった。

お兄さまは、ご自身が一家の大黒柱として、徳行、文学ともに凡類に抜きん出ていて、すべての弟妹たちといとこまでもが学びにやって来た。一家が繁栄の中にあっても、文章を好むべきことを知って、卑陋なことなどにわずらわされず、他人からかんばんしくはない外戚だと思われぬようになされた。お兄さまはたとえ身分が二品に上がられても、門を閉ざして、文章を読むことを好まれ、上に年の若いおじたちが出て、下には目下の人びとが見ておどろいて、興味を起こしたことは、これみなお兄さまの力であり、功であった。わたくしは深所に座して、家中のことを子細には知らなかったが、深い谷にも蘭が咲けば、風によって薫りが遠くに運ばれるように、そうした話しを自然に詳しく聞くことができた。いつもその人格に感嘆していたので、もし家が傾いて行つたとしても、お兄さまに任せれば、泰山喬岳であるかのように信頼していたが、五十の齡に満たずにお亡くなりになつたのであつた。家の遭遇している事態を昼夜に心配して、ご自身が不幸にも科擧に受かり、子どもまで登朝するようになったことを今となつてはかえって悔みに悔み、天をこぼつほどの雄壯な志気を一朝にくじかれて、朝夕に瞑想なさる外には、一間の部屋に戸を閉ざしてこもりつきりになつて、文章にだけ向かわれ、近くの小さな丘陵と瀟灑な茂みの間を登つて、徘徊逍遙するというようなこともなさらなかつた。ご自身は兄弟が入朝して榮達することを手助けして、お父さまに憂いを残すことだけを、とても気掛かりに思つていらつしやつたのに、逆に早くお亡くなりになつた。これがどうして天理であろうか。

いわんや、お父さまがご病気で、蟄居して身を慎んでいらつしやるときに、子どもに遅れる逆理の恨みに遭遇されて、哀痛なさり、家が傾くうちにも、さらに傾いて、まことに目の上に曇りが生じて、蒼天を仰いで、涙を流すだけのことであつた。お兄さまはご自身が身を慎みなさることが異常なほどで、用意周到さを極めて、わたくしをご覧になると、いつも、質朴であるように論されて、ときおり、帝王の家的事蹟と立派な后妃のことを詳しくお話しくださつたが、どのお話しに嘆服せずにいられたらう。一門が榮えていることをかえって憂慮して、

「外戚の家が安全に過ごそうとすれば、高官大爵は災いをまねきやすく、蔭官と

もいうべき主簿²⁷⁾や奉事²⁸⁾に就くのがいいことで、あなたは今わが家が榮えていることを喜んではいけません」

とおっしゃった。わが家は外戚となる以前であっても、代々そのような末職になど就いたこともなかったから、そのことばが正しいことはわかっている、その気真面目さを笑っていたものだったが、今となって考えてみると、聡明なご意見だったと思われる。風儀がご立派で、容貌は秀麗でいらっしゃった。お母さまにたいへん似ていらっしゃって、わたくしがお会いすると、いつも大喜びのご様子で、先王はいつも、

「楽仁は大いに用いるべき臣下である」

とおっしゃっていた。主上も伯舅に対することが先生に対するかのようで、恩恵を特別にお与えになったが、それを自身に対してだけでないようにして、家が無事であれば、自身の手柄として誇られるふうもなかった。まことに門戸の厄運ともいうべく、突然にお亡くなりになったが、わたくしの悲しみはたんに家中を思う気持ちにとどまらず、痛惜することが骨髓に徹して、数十年経った今も胸が塞がり、涙が流れる。

喪時においては、主上が祭文をみずから作って、お兄さまの徳行と文章とを大いに称賛して、申ってくださった。そのとき、わが家では、この恩沢のあったことに感激したが、その後には、序文を作って、文集をくださったから、哀しみと光栄の思いは限りなく、黄泉にも知覚があるとすれば、涙を流して、感謝なさることがどれほどであったろうか。

丁酉の年(1777)の八月に叔弟の禍色がはなはだしくなると、天を仰いで、処分を待っていたところ、王さまがお察しになって、一縷の生命をお助けくださった。戊戌の年(1778)の二月には日月の明りのもとに冤罪であることが明らかになったので、叔弟にとって王さまのご恩は天地と河海のようで、このようなことは万古に稀なことであって、わたくしは弟を助けていただいて、感激することいかにばかりであったことか。

お父さまがこのときやって来られた。宮廷の外で待罪なさっていたが、なにごともなくすんで、入侍なさることになって、わたくしのところにやって来られたが、お会いすると、三年もの間、哀しい喪にも遭われ、窮まりのない体験を経て来られたために、ひどく老い衰えていらっしゃった。わたくしは驚喜するとともに、胸が塞がり、しばらくふるえていたが、叔弟が無実となって天日を見ることになったの

に感動してお泣きになり、生きてまた会えたことをお喜びになって、すぐに出て行かれた。わたくしはお父さまの手を取って、無窮に長生きなさって、家中が好転して後、ふたたびお会いすることをひそかにお祈りして、涙で見送ったが、わたくしの罪逆がますます重く深くなったのか、天が禍を下したのであった。その年の十二月四日、お父さまが亡くなって、千古のお別れとなったのだった。天を窮める痛みと地を徹する恨みは限りなかった。

だれも父母を失わない者はいないが、わたくしのように悲しい思いをした者が古今にまたとあつたらうか。気禀をおしはかれば、七十歳をどうして享受されることなく、国のために、数十年、心を砕き、凶党の誣辱に無数にお遣いになって、とうとう家も転覆して、身を汚されることとなったのか。断固とした忠誠のお気持ちをお示しになることもできなかつたことが、至恨となって、寿命を縮められたのであつたが、この遺恨は天地の間にまたとないものであつて、これもまたいったいだれのせいであろうか。不孝不肖のわたくしを残して逝かれたが、わたくしは自分の骨を取り替えたとしても、この不孝を償うことが決してできない。わたくしがおめおめと生きながらえることに耐えて、おめおめと生命を地上に保全するのも、主上の聖孝に導かれるのを免れることができないためで、お父さまと禍福をともにすることができず、恥かしく、悲しみが天地に染みとおるようであつた。

だれとして父母の慈愛をこうむらない者はいないが、わたくしのようなものはいず、早く父母のもとを去つた上、中途でお母さまを亡くしたので、お父さまはお母さまの情をも兼ねて、片時たりともわたくしを忘れることなく、髪の一筋のことであっても、わたくしの気持ちを付度して下さつた。わたくしの運命を悲しんで、それが心の痛みとなって、力に及ぶかぎりのことを、わたくしの気持ちをおしはかつて、尽力して下さつたが、宮廷が定めた物品のほかにはなにもなく、また、東宮にある物品の用途は広くはなくて、その間、言わざるうちにも、人に報いなくてはならない財物は多く、莫大であつて、いちいち数え上げることができないほどであつた。緊急の必要も無数にあつて、わたくしが氣遣いしなくていいように、費やされた財物がどれほどであつたかわからない。三十年の間、将相として内外の要職から片時として離れることなく、その行く先々で、府庫が充満して、国のためには心を尽くして財物を蓄えて置くようになつた。すこしも浪費なさつたことはなかつたが、才覚が異常でいらつしやり、やむをえずにお使いになるときには、とても及びもつかないほど氣前がよくていらつしやつた。これは小さなことで

あつても、至極の情理を信じることができ、緊急の用を無事に過ごすことができる
と、わたくし自身おおいに幸せであつただけでなく、事に臨んだ宮人たちも手を合
わせて感謝するのであつた。

壬午の年（1762）の婚礼に際しては、準備万端を整えて、わたくしを助けてくだ
さり、あの悲しかった事変の後の葬礼の始終の衣服をすべて用意なさせて、喪明け
の三年祭に必要な物品と大祥小祥の祭りの物も、龍洞宮の離宮一年で滞つた負債が
あつたものの、儉約をなさせて、すべて手助けして下さつた。どんなことで、精
誠が足りないなどといえたであらうか。

清衍と清瑤の姉妹の吉礼のときも、みなご援助くださり、このようにして、前後
にわたくしをお助けいただいた財物は何万金に及ぶかわからないほどで、これはみ
な国家のためになつたことではあつたが、わたくしの不安はおのずとはなほだし
く、いつもさりげなく、

「わたくしだけにこのようにお心を尽くして下さり、兄弟たちにはお手が廻ら
ないのではありませんか」

と申し上げていたが、ご自身は笑つて、

「国家が太平であれば、われわれのものびりと生きられ、家のためには、田んぼ
の一枚でも耕せばすむことで、昔の人にくらべれば、恥かしいようなものだ」
とおっしゃつていた。ご自身のような立場にあつて、このようなおことばにはいよ
いよ感服せずにはいられなかつた。

お父さまは君に仕えるのに忠義を尽くし、家には友に親しまれ、職務には廉
白で、事務の処理にたけていらつしやつたから、百司の官吏たちと一国の百姓たち
でその恩恵と徳をこうむっていない者はほとんどいながつた。これは身内だからい
うことではなく、世の中の人こぞつていうことであり、わたくしがくどくどいうま
でもないことかもしれない。お母さまの任氏が早く亡くなられたので、外家に対し
て誠意を尽くされ、外王父と外王母の祭祀には必ず祭りに必要なものを調達され、
従姪たちをかわいがられることも格別で、不如意なことがある友人や親戚をお助け
になり、送られて来るものを喜んで、やつと食事にありつく家がどれほどあるか知
れなかつた。天性が質朴でいらつしやつたから、ご自身の地所がどれくらいあつ
て、官位がどれほどであつたとしても、いらつしやる部屋は上等の紙で壁を貼るわ
けでもなく、絵画の一幅も掛けることがなく、上等の敷物を敷くわけでもなく、す
ばらしい屏風をめぐるせることもなく、什物の一つも置かれることはなく、一生を

木綿のバジと同じく木綿の普段着で過ごされ、食事もぜいたくをなさることはなかった。その晩年に、おのが身を罪人としてみずから謹慎なさり、数間の茅屋に住まわれ、二種類の膳をお食べにならないようになさったが、天性として質朴にできているらっしゃらなければ、どうしてこのようなことが可能であったろう。

ある日、ふたりの郡主の冠に玉のないのをご覧になって、

「身分が軽々しいようで、見るに堪えない」

とおっしゃって、わたくしをお戒めになったが、一つの事を挙げれば、百の事がこのようであったのが、思い出すたびに悲しい。ご自身の徳行がこのようで、事業もこのようで、また身体をかけて事に当たられたこともこのとおりであったが、後には運命が險悪となって、王さまのご恩を最後まで保つことができず、草葉の陰に恨みをお抱きになることになったが、わたくしはこのことを考えると、終天の痛みであるとともに、恨みが胸に迫って、一時でも生きてはいたくない気持ちになる。そうした中、守栄が、お兄さまの三年喪の間に、またまた禍変に遭い、長孫として父母の代わりに祖先のお祭りをすべき立場であったのに、そのようなことになって、わたくしの身体の衰弱はいよいよはなはだしくなった。わたくしはおまえの生後から、従姪としてたいへんかわいがったが、お父さまとお兄さまの二代が亡くなって、門戸の責望がおまえに重くのしかかるようになってしまった。おまえの年紀はそのときいかにも若すぎたのだった。

仲弟の樂信の性格は孝友であり、ものごとに詳しいものの、勢利には淡然としており、庚寅の年（1770）の後、ソウルの屋敷を離れてサンホに住んで、世間に出ようとはしなかった。すべてに公平で、ものごとの処理に巧みであったから、お父さまはいつも期待して、サンホに滞在なさるとき、お連れになったのだった。辛卯の年（1771）にお父さまが付処²⁹なさったとき、それに従い、丙申の年（1776）の九月にはさらに従って高陽に移った。禍に遭った後、兄弟³⁰が相寄って、泣いて過ごした中で、仲弟は兄弟の内の年長になってしまったので、弟たちを指導し、甥たちを教えることを、わがことのように行ったのだった。

わたくしは、お父さまがお亡くなりになった後、仲弟に一家のことはすべて任せたが、仲兄はお父さまがいらっしゃったときと同じように、わたくしの気持ちを忖度して、あらゆることに心配のないように処置してくれた。わたくしは、禍の後、彼に期待すること、以前に百倍したほどであった。季妹は己卯の年（1759）に嫁いだが、当初、生活は困難を窮めた中、子どもたちが続いて生れ、夫の李復一が登科

して、国の恩恵を受け、安楽な生活を望んだものの、千万の予想の外に、わが家が傾いてしまって、その舅の家の禍に巻き込まれて、玉のような資質も泥土にまみれて、わが家のために茫々たる人生を送ってしまった。この義理の弟をどうして忘れることができようか。

わたくしが里に下がれば、お父さまと相隔たること、遠くはなかったが、お父さまが国法を尊く考えて、呼んでご覧になることもなく、わたくしもまた、一文字を書いた手紙でもお出しすることはなかった。わたくしの悲しみはくらべるものどてなかったが、お父さまが禍変に遭われ、なにかと頼りにして、お願いするところがなくなって、悲しみの中に茫然としていた。

仲弟はお父さまのなさっていたことを少しも変化させることなく、一分の金と一升の米と、はなはだしくは塩醬のようなものであっても、みな気を遣って、相談して、おのが身と同じように考えてくれたので、困窮したときには頼りにしたが、この弟の人情は末世に至るまで忘れることのできない友愛に満ちていた。その夫人がまた友愛極尽であって、夫の意を受けて、禍乱の中で周旋してくれることが、親兄弟以上であった。こうした内外の親戚がなければ、わたくしがどうして生きながらえることができたろう。

季弟は五歳のとき、お父さまが金公聖応の次子の時黙の長女との婚約を取り決めなさったが、その後、その娘が痰腫を患って、成人する望みがなくなった。金公聖応がこれを理由として、婚約を解消しようとしたとき、お父さまは、

「われわれの二つの家がすでに婚約した上は、わたくしが今となって、娘御が病気だからといって、婚約を破棄するようでは、士大夫の道理ではありませんまい。病のためにやむをえず、夫婦の道を歩むことができないことがあったとしても、これもみなわれわれの運命で、今はただ天に任せるのみです」

とおっしゃって、婚約を解消なさらずに、結婚させることとして、人倫の道をお整えになった。そうして、丙戌の年(1766)になって、その妻が突然死んでしまったが、季弟はどのような思いをしたであろうか。あまりに悲しくて、長い間、忘れることもできないようであったが、お父さまが信義を重んじて婚約解消なさらなかったことも稀な例なら、季弟が長く悲しんだこともまた、たやすくはないことで、立派な心がけであった。その年、祖母を亡くしたが、わたくしは気持ちとしては母親を二度も亡くしたようであった。

わたくしはすべての親族について思いが深く、それは兄弟であれ、その子どもた

ちであれ、同じことであつたが、季弟は自身の気象と博識によって、門戸の繁栄するのに出会つたものの、おのが身にいいことはなく、二十歳を越えるやいなや、家がおかしくなつて、東西に漂泊して、家の困窮のほかにも隠された憂いがまたあつて、半生を喜ぶことを知らずに過ごしたから、わたくしの心中でも気の毒であるとの思いは、弟たちの中でも特別であつた。お父さまを失うという悲しみにも遭い、悲しみが百倍となつて、ふりはらうことができなかつたものの、三年の喪をみなすませて、三人の兄弟が星のように散らばつて、東を振り返つても、西を振り返つても、おたがいに恋しく思うことしきりであつた。

お父さまはわたくしを生んでくださった天のようなご恩と天倫の外に、抜きん出た慈愛をお示しになつたが、わたくしのために門戸がとうとうこのようなことになつて、わたくしはいっその身がなければいいのにと、不孝を謝罪したい考えであつたけれど、壬午の禍変の後には、決断しかねて、主上のためにもできず、戊戌の年(1778)にお父さまが亡くなってからも、主上が天涯孤独におなりになるのを恐れたために、夫のためにも罪を得、父のためにも罰あたりの人間になつてしまつた。その肖像や遺された文字を見て、顔が熱く、背中が熱く、晩になると、壁をたたいて、眠ることができずに何年を過ごしたことであつたらうか。

国運が不幸で、凶変がたびたび生じ、国のためにまた憂うことがしきりであつたが、己亥の年(1779)に、国栄³¹⁾が水原官に推薦してもらえなかつたのを理由に、その逆心はいっそう凶悪となつた。どんなときでも、乱臣賊子がないというわけではなかつたが、この賊のような者がいったいどこにいたであらうか。一家の痛みはもとより、国家の危殆に瀕していることが、寸腸を溶かすようであつたが、壬寅の年(1782)の慶事³²⁾に出会い、そのめでたさに喜びははかりしれず、悲しい心の中にも、太平万世を祈つたことであつた。

甲辰の年(1784)に、お父さまの罪を許すというご命令が下りて、諡号までくださったが、わたくしの気持ちとしては、お父さまが、血忠丹心にもかかわらず、このことに遇われたのが遅すぎるのが悲しかった。しかし、ご本人は黄泉の国できつと感謝なさつていようから、そのために、わたくしは感泣するのであつた。守栄を宗孫として、官途におつかせになつたので、王さまのご恩にますます感謝したが、わたくしは立場のはかなさを考えて、すこしも喜ぶことはなかつた。

国運がいよいよ不幸なことになつて、丙午の年(1786)の変喪³³⁾に出遭つて、大殿がただおひとりいらつしやるだけであつたから、国家の危機も新たに募つて行つ

たのだった。

主上を慰めることばもなかつたが、黄泉の国をうかがって、御子をふたたび授かり、国家が万年も磐石であるように、祈りに祈ったところ、祖宗が草葉の陰から援助なさったのか、庚戌の年（1790）の六月には御子の誕生の大慶がふたたびあって、その喜びは天地に窮まりないので、上天に賜わったありがたさに何で報いることができようか。手を合わせて謝礼するのみで、この身が生きてふたたび国家の慶事を見ることになろうとは、どうして期待したであろうか。わたくしは、御子の誕生の日に当たっては、わたくしを生んでくださったご両親のご恩を追慕するだけのことで、むしろ世間にあることを悲しんで、大殿の孝心によって辛うじて生きているようなものであり、このような日に会おうとは思っていなかったのであった。しかるに、千万の夢想にも及ばない、わたくしの誕生日とまったく同じ日にご誕生になったことを考えると、天がわたくしを気の毒に思っ、この日の大慶に合わせるようになさったように思えて、おのずと天がうるわしくいらっしゃるように祈りに祈って、この慶事のあつた後も、天のくださる福を受けようと、いつもいつも死にたいと思っていた心を入れ替え、ただただ国家の慶事を喜んだのであった。

主上のご孝心は卓越して、慈殿³⁴をたいへん敬われて、父母にかかわる隠れた苦しみがあり、幽明の間に悲しまれることがあつて、さらにいくら運命に耐えられないようなことがあつたとしても、わたくしの身の上のことは神通力でお見通しくださったから、わたくしはどうしてすこしでもその意にそむくことを考えたであろう。主上のお悲しみになることを、わたくしはかえつて、主上のために悲しんだが、お父さまを追慕なさることは、一国が感動するほどであつた。生きている母に対して千乗の扶養をなさったことは限りなく、わたくしもまたどんな思い残すことがあつたらう。中宮殿と語らつて、両殿の仲は睦まじく、諸嬪にはひとしくおわたりになり、ふたりの妹を愛しなさることは、くらべるもののないほどで、わたくしの母としてのつまらない情として付け加えるものはなかつた。それがご自分の妹への天倫の情だけのことであつても、わたくしたちを忘れず、不足することなく氣遣つてくださつて、その上、庶弟のふたりについても、罪悪は父子の間に受け継がれないものだとして、聖徳によって施された恩恵は千古に稀であつて、だれが感動せずいられたらう。わたくしは昼夜にありがたく思つて、主上から目を離すことができなかつた。

内殿³⁵は徳に厚く、仁にも富んでいらつしや、主婦としてのお務めにも善を

尽くし、美を尽くされて、慈殿を敬い、わたくしに対しても奉仕なさるのにまごころをもって当たられた。嘉順宮³⁶⁾もまた、誠孝で、慎み深く、王さまにお仕えて、御子を育て、躰ることに力を尽くして、すばらしい功があったから、これも国家の宝というべきであった。

宗社が綿々と続くことをこの一身にお祝いして、宮中に和気が洋々とあふれることは近代には見られなかったことであつたから、わたくしは上に慈殿を敬い、宮中の法度のあるのを大切に、感謝しつつ、みずからも満ち足りた思いであつた。

わたくしは未亡人として、悲しみを抱き、経験したことは千緒万端であつたが、主上を育て、その徳があのように立派であつたし、元子³⁷⁾も六歳の幼年ながら、聡明かつ孝友で、主上にそっくりであつたから、わが国に聖子、神孫が代々続き、億万年も太平であることをお祈りした。わたくしはまた、ふたりの郡主を育てたが、あの者たちもそれぞれ人となりが貴種としての喬慢なところがなく、国を大切に思うまごころが限りなく、心を一つにして、身を慎んだ。これは王姫としては稀なことだといってよく、あの者たちは常々勤勉に過ごしていれば、そのおかげをこうむって、永遠に福祿を得ることができると、奥ゆかしくもけなげに考えていたのであつた。また、外孫の子どもたちが過つことなく育ち、男の子たちは俊秀で、女の子たちはまた清麗であつたが、妙年で嫁を迎え、また婿を得たことは、喜ばしいかぎりであつた。ただ、清瑤が淑女であり、賢徳を備えていながらも、身上が悪くなって行って、母親の身の上に似てしまったのが悲しく思われる。

わが家が不運に見舞われて後は、弟たちが田舎に蟄居して、生前に会うことの約束すらできなかったが、庚戌の年(1790)の元子の誕生のお祝いの後、恩赦が丁重に下りたのだつた。わたくしにもそのことをお知らせくださったが、世間に取捨できない名残があつたから、かえって王さまのご恩が畏れ多く、廉節のないのを恐れながらも、慌てて参つたところ、主上はわたくしのどんな心配もきれいに取り払ってくださり、生前には会えないと思つていた弟たちと会えたのはまことに王さまのご恩であるというしかない。

こうして、禍の後に弟たちと会つて見ると、おたがいことばもなく、涙を流して、聖恩を深く感謝するのみであつた。山中で病なく寿命を全うするまでの残る歳月を過ごそうと思つていたが、過ぐる年にわたくしは六十歳を越えて、三人の弟たち³⁸⁾およびふたりの三寸³⁹⁾にみな正三品以上の品階をくださった。世間を離れて蟄居しているような身にどれほどありがたい天恩であつたことか。この身には過分

のことであり、感謝し、恐縮したことは形容できないほどである。六月のわたくしの誕生日には、このふたりのおじと会ったが、うれしさは、三人の弟と会うのと同様であった。

わたくしは叔父⁴⁰)と季父⁴¹)とは年代が同じくらいで、一つ屋根の下に育ったから、その親密さは、他のおじと姪の関係ではなかった。叔父はわたくしといつも遊んでくださり、季父はわたくしが一歳若かっただけで、愛してくださることが格別であったが、書物をお読みになるときは、わたくしは横で書数⁴²)をひろげたものであった。

お祖母さまは徳行が至極でいらっしゃって、わが子、孫子、孫娘を分け隔てなさらなかった。お母さまはお父さまの弟たちをお世話なさったお気持ちがまるで慈母のようであったから、それで、わたくしとおじたちの間柄はまるで兄弟のようであったのだ。

叔父は志が恬淡としていらっしゃったから、早く科挙をお取り止めになって、そのことをわたくしは尊敬していた。季父は風儀が清潔で、文学に通じ、主上が入学なさったときに、将命⁴³)をなさって、すぐに朝廷に参られた。声望が高く、国家の重任に耐える器であると、わたくしも期待すること、なみなみではなかったが、こうして億万の変遷を経て、やつのことで相会うことができ、狂喜することは、またあたかも兄弟のようであった。

叔母⁴⁴)はわたくしが宮廷に入ってから、やって来られたので、そうしばしば会うこともなかったが、性品と識見が普通の婦人とは異なり、お母さまや仲母⁴⁵)と相嫁であることが決して恥かしくない方として称賛するところであった。しかし、中年でお亡くなりになって、一門の婦人の喪事が続いて出たのは、これもまた一門の運命の不幸であったろう。季母というのはわたくしの母方の従妹⁴⁶)であった。ご自身の性格が温恭かつ謙順で、まことに婦人の徳を具備していらっしゃったが、幼いときからいっしょに遊んでいたから、親しみは格別で、わが家にやって来ては、お母さまに実の娘のようにかわいがられたので、わたくしと親しく交わることはいよいよ厚く、会うと、昔の情と昔の話しを繰り広げたものであった。一門が傾いて後は、風音も様子も暗々としたものになったが、山中で世俗の思いを断って、季父は経書を読むことを事として、季母は紡績に励んで、山中に樂を迫られた。ふたりの子どもと四人の孫子とがいたが、そのうちふたりが死んだので、家中の悲しみは限りなかったものの、夫婦はともに長生きして、還暦を迎えることとなり、林下の

福はまことに山中の汾陽王といったところであった。わたくしは彼らのために喜んだが、わが家が栄華の極みにあったときにこそ、兄弟叔姪が順に足跡をくらし、高い官職を辞退して、林泉を追っていたならば、どうして禍に巻き込まれたであろうか。このことを思うと、富貴が貧賤に決して勝るわけではないことを悟るのである。

このわたくしの遷暦の年は、ご存命ならば景慕宮の遷暦にも当たっていたから、わたくしの心の痛みは限りなく、気持ちは何にたとえようもなかった。

しかし、主上が追慕して、あまりにお悲しみになったので、わたくし自身の悲しみは二の次にして、聖体が損傷されないかと心配で、心のままに悲しむこともできなかつた。正月にお祝いできないのを⁴⁷⁾をお気の毒に思い、嘆いていたところ、景慕宮の遷暦に当たる日には、慈殿⁴⁸⁾に従って参拝することになり、中宮も参られ、嘉順宮も参られて、ふたりの郡主もそれに従った。

わたくしは億万の心の痛みがこもごも発し、ご位牌を仰いで、心に悲しみがあふれて泣くばかりであった。音容ははるばると遠く去って、すべてがおぼろげな霞の向こうのこのようになってしまったが、遺恨は無窮であり、心臓が破裂しそうであった。大殿があまりに悲しまれないようにお慰めして、自分の悲しみはみな晴らすことなく戻って来たが、万事は夢のごとくであり、なかなか気持ちを静めることができなかつた。ただ、主上のご立派で、父親を追慕する情も至極であり、国家で執り行う祭祀のすべてにわたって、一国の器として立派に成し遂げられたし、元子はまた尋常ではなく、景慕宮ご自身の子孫がこの国を万々代お治めになることとなって、これもみなご自身の天性本質が至極善良であったから、聖子および神孫がその陰徳によって、身を代え、受け継いでいらっしゃるのだと考えて、それを心の中の慰みとし、喜んだことであった。

己酉の年(1789)に園所⁴⁹⁾を水原にお移しになった。そのとき、お棺をも拝見することができず、悲しみがはなはだしかったが、主上ご自身もおおいに悲しまれ、この母親の気持ちを忖度して、水原にいっしょに行こうと、連れてくださった。わたくしは婦人として出かけるのは旅行の礼法に違うのではないかと恐れたが、主上の孝行のお気持ちを妨げることもできず、この年に園所を拝見するのは千載一遇の機会でもあり、永遠の幽宅である墳墓を拝見して、至痛を一分でも晴らそうと考えた。園上に上って、母と子と手を取り合って、墳の上をたたき、泣きながら、億万の悲しみを訴えたが、天地は茫々として、幽明が漠々として、新たな悲しみが限り

なくわき上がった。昨年もいらっしやって、あまりにお悲しみになったので、そのとき、諸臣が慌てふためいて過ごしたと聞き及んでおどろいたが、今回もあまりの悲しみに、お涙が宿草を濡らした。わたくしもそれを拝見しておどろき、自分の悲しみをこらえて、主上を抱きしめ、母と子とで慰めあつて、こみあげる悲しみをたがいに抑えたのであつたが、このときの気持ちは、たとえ心の宿っていない石人であつても、必ず感動したことであろう。ふたりの郡主もいっしょにやつて来て、その悲しみもまた形容のしようもないものであつた。

主上は園所をお移しになることを数十年の間考え抜いて、やつと大事を遂行なさつたが、そのとき心を尽くして熟慮なさつた孝心は抜きん出たもので、子どもとしてよくなつたと、わたくしは感動したものであつた。今回同行を許され、拝見して、わたくしにどんな知識があるというのではないが、山勢が奇異で清明であり、峰々が精神を包んで、よくぞお移しになったことと、心の中でおおいに喜んで、また墓前には石造物をお置きになることにもおおいに気を配られ、立派になつたから、感嘆することしきりであつた。わたくしの頑命はますますひどく、悲しみの中にあつても、廉恥の心なく生きていることを恥がましく考えていたが、あの天が崩れ、地が裂けるような思悼世子の崩御のとき、主上が十歳になつたばかりの幼年であつたのが、千難万難の中で無事に成長なさり、やつとのことで王位にお即きになつた。清衍と清瑤の姉妹も十歳に満たなかつたが、こうした後世に遺すべき子孫を辛うじて保護して、育てて来たのであつた。わたくし自身は子女が成人したことを人に知られぬようにお墓に報告して、それをわたくしが生きて来たことの証しとするのだった。

下りて行くとき、主上がわたくしの輿の後にびつたりとお付きになつて、国家の行幸の威儀をわたくしの前にすべてお整えになつた。燦爛たる旌旗は風雲をもてあそび、ずらりと並んだ楽器は山岳を轟かせ、臨時に架設した鷺梁津の舟橋は平地を踏むようであつた。望海的高峰⁵⁰⁾は半ば空に隠れ、この太平の世のおぼろ月を江湖に遊覧して、心気がのびやかとなり、眼界もひろがつて、いつも宮中の奥深くにいる身体が一時に晴れ晴れとした。これは実に容易に享受できることではなく、主上はこの老人の安否を一足ごとにお尋ねになつて、行路に光彩が生じて、この身の榮華と主上の孝心に感嘆もしたが、かえつて不安でもあつた。

園所に出かけた翌日には華西行宮⁵¹⁾に大宴をもうけ、管弦が奏でられ、歌舞が繰り広げられた。内賓と外賓をそれぞれひとしく呼んだ。華蓆の花模様は錦刺繡が

玲瓏と施してあり、料理は山の幸、海の幸がそれぞれ用意されていて、主上みずからの手で金杯をとってこの老母に祝いの一献をくださった。かつてなく、今にないことを、みずからの身に経験して、ありがたくも、みだりがましいこととも思われた。景慕宮の昔を追慕する気持ちにそぐわず、心底から喜ぶことはできなかったものの、主上が孝心からなされたお気持ちを無にすることもできず、わたくしは心の中で畏まっていたことであった。

未亡人として世の転変を無数に経験して来て、悲嘆哀楽の身の上の尋常ではないことは古の史書の後妃にもわたくしのような者はないほどであったが、主上がこのわたくしのために今回あまりに壮大にお祝いしてくださり、その孝心を考えると、わたくしの心は百倍も悲しく思うのであった。この宴を催すのにも、目につくものすべてが華麗かつ豊盛であって、まごころの至らないところはなく、それぞれに財を浪費するところがおびただしく、それを見るにつけても、わたくしの心の不安はますます募った。しかし、すこしも度支⁵²⁾の経費を損なうことなく、まったく内部⁵³⁾で用意なされたことであつたから、ご孝心も異常なら、才覚も異常であることを、感心することしきりであつた。文物威儀に熟練なざっていることと百の執事に冷静にお堪えになることはすばらしく、主上の教化の及ばないところはなく、憂い恐れる気持ちと追慕の悲しみの中にも、頼もしく思う気持ちは失わなかった。

園所を拝し、内外賓をお集めになったことは、漢の明帝が陰皇后にお仕えし、光武陵を展拝して、母後の実家に一家を集めて、宴をなされた故事になつたもので⁵⁴⁾、今回のことが明帝におけると同じように、どうして後世に美談として伝わらないであろうか。

外賓は八寸の親までに決めて、六寸の大父鑑輔氏の息子の善浩氏が子どもたちみんなを連れて、一家こぞってやって来た。外家は五寸を越えて、外四寸の山重氏が息子の監司の泰永氏の従弟、道永とその息子三人を連れて参席した。

内賓は趙判書の妻である姑母と季母の宋氏、お兄さまの夫人であつた閔氏、従妹の沈能弼夫人、伯兄の娘で司僕僉正の趙鎮奎の夫人、仲弟の夫人の李氏、叔弟夫人の鄭氏と叔弟の娘で俞キ柱の妻、仲弟の娘で李チョンイクの妻、大洞の再従姪の参判義榮の妻の沈氏、義榮の従弟世榮の妻の金氏が集まつた。お父さまの側室は早くからお父さまのお世話をしていたが、賤しい身の上で宮中への出入りはできず、行宮は事情がやや異なるので、わたくしに会うためにやって来て、その身にはあまる恩榮であつたが、その息子が監官⁵⁵⁾として身を立てて、不肖の者ではなく、はなは

だ鋭敏であったから、たとえ庶孽⁵⁶⁾であったとしても、主上に近く召されて名誉に思い、その下の三人の息子がみな成長して、それらがみなひとかどの者になったから、この母の運命は賤しい者としてはまったく希有のことであったといつてよい。

気の毒であったのは季妹である。夫と十年のあいだ離れて、大赦があつて、夫は特別に釈放されたのだが、そのとき、この恩恵はまたとないほど喜ばしいものであつた。夫婦がふたたび会つて、天地のような恩徳に対して手を合わせて感謝して過ごしていたが、昨年⁵⁷⁾、明陵⁵⁸⁾へのご旅行に、彼らの家の近くを通られた。季妹の心も王さまをお慕いする気持ちが強くて、田舎家の窓から行列を拝見していたところ、主上はどうしておわりになったのか、掖隸をよこして消息をお尋ねになり、楽波を遣わしてお金と薪を多くくださったのであつた。下賜物は以前からもないわけではなかつたが、今回は貧しい家に光明が生じ、村中がおどろいて、人びとは逆賊の家として侮っていたのに、今般、恩数を賜わつてからというもの、安寧に生きることができるようになったから、この恩恵はまたとないものであつた。わたくしは彼らとは数十年ものあいだ離れていて、常々不憫に思うことが、一夜として絶えることがなかつたので、主上がそのことを事細かに察知され、国法を特別にお曲げになつて、わたくしたちを会わせてくださった。わたくしが恐縮したことはいうまでもないことで、心の中ではずいぶんと不安であつたが、生前にわたくしたちを会わせて置こうとなさる聖恩に感謝して、姉妹はやむをえずに王さまのご命令を承つて、会うことにしたのであつた。たがいに夢か現かと心身ともにおどろいたが、季妹は若々しい容貌と美しい資質が七、八分は変化していたものの、喜んで近づいて、手をとらえては涙を流し、頬をくつつけては涙を流し、悲しい話、うれしい話、すっかりもつれて事実かどうか疑わしくもなるようなたくさんの経歴をすべてみな避けることなく話しをして、五、六日があつという間に過ぎて、また手を分かつた。生前に会うことはできないだろうと考えていたときもあつたのに、新たに愕然として、ふたたび会うことはむずかしく、この後の死生と禍福は天に任せるしかないが、わたくしは心の中で深く祈るのみであつた。自身の賢哲なる心徳によつて四男五女に恵まれ、また孫子が三人いて、もし自身の舅家があつたのでなかつたなら、有福はくらべるものがないはずであつた。あるいは天がその心事を見通して、晩年に愁眉を開かせ、国家の恩典をこうむるようにはかつたのであろうか。人がかえつてその晩年の有福を称赞することのあるのを望むのだが。

季姑母は二歳でお祖母さまに死に別れなされたが、お父さまが特別にかわいがつ

て、その花婿も心にくい人物で、衆望があり、お付き合いはたんに妹婿といったものではなかった。入朝の後、たがいに親しまれたことはなみなみではなかったものの、事故が重ねて起こり、付き合いの終ることも多く、仲介する者もなくなって、後はうやむやになってしまった。結局のところ、二つの家がどちらも傾いて、季姑母は悲しみが重なり、不幸なることが止むことなかったものの、去年は夫の趙公の無実が証されて、晴れの身となった。季姑母は聖恩をおおいにこうむって、宮中にも参られるようになり、また今回も内實の筆頭として来られるようになった。八十歳におなりであったが、強健であることは少年のようで、清明な眉目と優しいお気持ちと敏慧なる才気がすこしも衰えていらっしやらず、まことに蓬萊と海の劫運を何度も経て来た麻姑⁵⁹⁾のようでいらっしやった。振り返ると、お父さまが七十にならずにお亡くなりになったことを考えて、涙を禁じることができなかった。季姑母は思いの外にこうして会うことができ、窮困艱厄の中に過ごされても凡百に衰えられたところがなく、主上はこれこそ兩班の婦女であると称赞なされた。ご自身の光輝はいかばかりであったことか。

わがお兄さまの閔夫人は大家の総領嫁として、宮廷との往来や両親にお仕えることに心を尽くし、あらゆる事柄にますます活発で忙しくていらっしやった。普通の婦女なら一つとしてこなすのがむずかしいのに、病がちであったにもかかわらず、左右にきびしく戒めて、儀式を執り行う節々が一つとして滞ることなく、衆を御すのに法があり、家を治めるのに規矩があった。奥向きのことについても、その厳肅さは宮廷と異なるところがなく、富貴に処して、三十年を過ごされたのは普通の婦女としてはとてもできないことである。家中でも議論して、男として生れていらっしやれば、政丞としての務めもできた方だと称赞したものであった。

五人の子どもたちを成人させ、そのそれぞれが優れていて、その福力はくらべるものがないほどであったが、まだ中年で未亡人となられた。守榮の前妻が忠獻公金氏⁶⁰⁾の玄孫で、婦人として大家の規範を知っていたから、お兄さまの後継をつくるのを期待したのであったが、不幸にも亡くなって、また朴氏に嫁いだ娘、宋氏に嫁いだ娘のふたりも続けて失い、その上、最榮の死も重なった。ご自身を拝見するごとに、衰えて行かれるようであったから、悲しくて涙が流れ、大家が危急の状態にあるのを不安に思った。しかし、守榮が辛亥の年(1791)に子どもをつくって、その名前を世周といったが、この者がなかなか頼もしく、優れていて、大器としてよく、宮中に入って、幼いながらも、よく元子にお仕えして遊び相手となり、つ

ねに機転を働かせた。それを奇特として、主上が元子をお側に連れて座っていらっしやるようなとき、守栄も自分の子どもを引き連れてお仕えしたが、主上もそれを喜んで、お笑いになった。わたくしはいつも国と家のために心配すること限りなかったが、君臣上下と立場は異なるものの、この光景を見て、国と家のために喜ぶことがくらべるものとなかった。関夫人とは今回も向かい合って、たがいに祝い合い、慰め合ったことであった。

趙泰然の妻⁶¹⁾は若い時分から自身の姑母⁶²⁾に従って、宮中にいつも出入りをして、このときに至るまで、それが続いていた。わたくしはその出入りするごとに、お兄さまを思い出すことがはなはだしかった。

その相貌が柔和で有徳であることはお母さまに多く似て、威儀が秀麗であることはその母親の関氏に似ていた。親戚の婦人の中でも抜きん出たので、宮中が称賛して、主上もゆかりのない婦人としてはご覧にならず、その恩顧も特別であったから、わたくしはこの者のために喜ぶだけでなく、お兄さまの息子と娘がそれぞれひとりずつ残って、主上の慈愛がこのように極尽であることに、亡くなったお兄さまのために、喜びもひとしおであったのである。

今回の宴にはふたりの三寸⁶³⁾と三人の弟たち⁶⁴⁾がみな特別の命令を受けて、背筋を伸ばして参席したのに、お兄さまはいらっしやらず、感慨深いものがあった。わたくしは近親の婦人たちを見て、心が慰むと同時に、昔のことを思うとすずろに悲しかった。わが家は、庚申の年(1740)にお祖父さまを失って後、困難な局面を切り抜けて来たが、仲姑母⁶⁵⁾は孝友至極であったから、継母夫人⁶⁶⁾にもまごころを尽くし、お母さまと仲のよいことといたら、実の姉妹のようで、いつも苦勞のあるときは、助け合われることが多かった。わたくしが幼いながら見たことを考えると、壬戌(1742)と癸亥(1743)の間に貞献公の三年の喪の明けたときには、わが家は勝手が不如意であったようで、何度も仲姑母が送られるのを待って、香火をたくことが多かったようであった。弟たちを愛することと甥姪たちをかわいがられることは、まるでわが子同然であった。性格が寛大であり、ものごとにごだわらず、その福祿は世間に並ぶ者がなく、主上も春宮時代に礼遇を受けていらっしやっただが、一朝に天禍が下って、大きな不幸となり、その盛んだった福祿も煙のように消え去ってしまったので、いつもそれを考えるたびに、胸が塞がる思いがする。季姑母を拝見して、また仲姑母を考えると、やはり悲しみを禁じえない。すべての四寸たちを昨年、今年と見て来たが、みなすばらしく、文章を読み、士子の風があつ

て、家に行つて見るごとに、わたくしは叔父、季父のために喜んだ。しかし、罪を被つて帰郷しているふたりの四寸⁶⁷⁾を考えると、不遇をかこっている人間もないではなく、どうして与えられた運命がそのように困窮したものなのか、天恩が広く、一門がこぞつてみな盛大な宴に列なっているのに、その者だけが悲しんでいることははかりしれず、わたくしは心を痛め、耐えることのできないほどであった。今となって思うに、この四寸にもうひとり兄⁶⁸⁾がいて、盛んな抱負をもった頼もしい人物であつたのに、早く死んでしまい、そのときはかわいそうで仕方なかつたが、かえつて、運命が幸したというべきか、禍を目にせず死んだともいえる。

叔弟⁶⁹⁾は磻里の家を早くから確保していたために、禍に遭つて、流離することになつたとき、身を寄せるところがあつたが、仲弟⁷⁰⁾は他人の家に仮寓していたために、いつも気の毒に思つて、磻里に移らせ、兄弟いっしょに暮らすことにした。窮迫の中の多幸ともいうべきであつた。季弟⁷¹⁾はフィゲの精舎⁷²⁾に入つて行き、悲しみを抱く賢妻とともに山水の間に遊んで、心の憂さをまぎらわせたが、四人の息子と三人の娘をもつて、孫までもつて、たとえ窮迫の身の上であっても、目前の幸福はうらやましいかぎりであつた。しかし、兄弟それぞれがこのように離れていて、わたくしはいつも気掛かりで、偶然の変によつてみながちりぢりになつたのを、一つの門の中にみなの家を移すことにした。三人の兄弟の家が小丘を隔て、松林の中をともに杖をついて逍遙して楽しめば、家はそれぞれ別であるにしても、気持ちは昔の張公芸⁷³⁾のようではないか。こうして、わたくしは弟たちの消息をひとまとめに聞き、自分だけが離れている寂しさを慰めることができ、人びとはこれを尋常のこととして聞いたが、わたくしの心はいつもうれしかつた。

守榮、就榮、厚榮の三人の甥の外に、仲弟の次子の徹榮、季弟の三人の子の緒榮、緯榮、貴榮などを、昨年、今年と続けて見たが、みな頼もしく、これらいとこ同士に優劣つけがたく、幼い子どもたちに至るまで妙な人物はいなかつたから、これもみなお父さまの積まれた徳のおかげであつて、天の応報はどうして偶然であることがあろうか。

守榮が初めて官職を得たとき、わたくしはほんとうにおどろいたが、丙午の年(1786)には国事として、守榮の外にも、就榮、最榮、後榮を含めて四人の甥御たちを召して、その後、蔭官⁷⁴⁾をそれぞれにくださった。四人の甥御たちがたとえ低い官職であつてもそろつていただくのは、かえつて過分ではないかと恐れていたところ、はたして最榮が忽然と死んでしまい、その俊邁な資質をもちながら、妙年

で失われたことは、一家の禍がまだ止まないかのようであった。

守栄は大家の余風でもって、身を慎み、ものごとを行うのに綿密で、宗子としての重い責任によく耐えることを、わたくしは喜んでいた。就栄は才学と人となりながわが一門の希望を担っていて、一種の宝であるといえた。

守栄と就栄に対する一家の期待は同じようなものであったが、後栄は柔雅かつ淡素で、ことさらソソビらしかったから、わたくしはまた喜んでいた。これらの者がたとえ蔭官だからといって、身を無為かつ無礼に過ごすことのないように、地方の役所におもむいて、末職に就いているに過ぎないとしても、わたくしの心は落ち着くことがなかった。

もしや、仕事に失敗をしでかして、国の罪に問われないか、他人の糾弾を受けないかと、心配が絶えず、これもまた、国家と家のための苦心であったといえよう。

わが家は累世宰相の家で、お父さまに至って、位は人臣をお極めになったが、その後を継いで、仲父、季父、それにお兄さまが順に入朝して繁盛を極め、仲弟がこれに続いて、幸運がむしろ恐ろしいほどであった。己丑の年（1769）に叔弟がまた後を継いで、人情として喜ばないわけではなかったものの、盛りを極めた家を心配して、心に楽しめないものがあつた。はたして、まもなく一門が転覆して、困窮するようになると、ありふれていた及第、参与ということも、おかしなことになくなって、叔父のように廢科ということをなさるようになって、家禍はそのように推測することさえできないものであつたが、根本的には富貴の中に隠されていた禍であつたといえるから、官職にあまりに恵まれるのをどうして恐れないでいられよう。

おまえたちがそれぞれ小科もせずに、藁で作った帽子をかぶる身となつたところで、人情としてすこしも惜しむことがないのは、わたくしは家がふたび官職に就くことを決して望んでいないからであつた。ところが、守栄が先んじて王さまに仕えることにまごころをもって当たり、官にいて廉白で、事を処すのに慎んで、忠孝に心がけ、家を和やかに治めながらも、剛直でもあつて、祭祀を執り行うにも清潔であつた。ひとりになった母親をたいせつにして、孝養を尽くし、長姉を兄のように扱い、翊周⁷⁵⁾をかわいそうに思つて世話をした。叔祖⁷⁶⁾と季祖⁷⁷⁾を祖父をあがめるようにして、諸父⁷⁸⁾についても、お兄さまと同じように敬つて、年の若い姑母⁷⁹⁾を姉を見るように見てお仕えした。いとこたちをみな指導して愛すること、あたかも兄弟のようにして、遠い親戚に対しても歓待し、門に寄り付く困窮者を放つて置かず、婢僕についても仁と義に信義を置いて態度を変えず、お父さまとお

兄さまのなされた徳行を受け継いで、一家の名声を落とすことはなかった。そうして、国のためには立派な外戚となり、家のためには頼もしい子孫となって、傾いてしまった一門をふたたび復活させることも、おまえの一身にかかっていたから、頼りに頼っているのだ。わが主上のご寿命が無窮でいらっしゃり、聖子神孫が継々承々なさって、宗国が億万年も盤石で、われわれ母、子、孫が代々繁盛して、国とともに太平であることを、とこしえに祈ろうではないか。

わたくしが経歴したことと祝願したことを弟たちに書いて与えることとし、おまえに願うことも続けて書いて与えることとするが、おまえはわたくしの弟たちと相談して、隠して置き、わたくしの手蹟をおまえの子孫にずっと伝えてほしい。

〔歳 辛丑 (1781) 新春 十三日 壺洞大房 筆書〕

〔訳注〕

- 1) 大祥を行った後に位牌を祀堂に祭ること。
- 2) 思悼世子の同腹の妹である和緩翁主、すなわち鄭氏の妻。
- 3) 貞純王后の父の鰲興府院君金漢耆。
- 4) 肺腑之親は王室の親戚。
- 5) 父親の喪事、すなわち洪鉉輔の喪事。
- 6) 英祖 46 年 (1769) 3 月 21 日、韓鎰が斧鉞をもって、宮中で伏して奸臣洪鳳漢を斬ることを請うという上疏をした。洪鳳漢は義禁府において命を待った (英祖実録 卷 114)
- 7) 王が老いた臣下に几杖 (ひじかけと杖) を下賜するときに添える文章。
- 8) 東大門の外にある土地の名。
- 9) 訓練都監、禁衛營、御營庁、守御庁、総戎庁の隊長の任務。
- 10) 財政、租税、貨幣などの部門を扱う官庁。
- 11) 宣惠堂上を縮めたことば。すなわち、宣惠庁の提調の職をいう。
- 12) 八道。朝鮮国の全版図をいう。
- 13) 洪樂仁。
- 14) 洪鳳漢の次男の洪樂信。
- 15) 洪鳳漢の三男の洪樂任。
- 16) 生員、進士を選抜する科挙。
- 17) 王が特別に臨席して行われる大科。
- 18) 科挙に首席で合格すること。あるいはその人。
- 19) 夫の姉妹、ここでは李復一に嫁した妹。
- 20) 総領嫁ではない嫁。

- 21) 英祖 48 年 (1772) 7 月 21 日, 金親柱と金龜柱が洪鳳漢を国家のために誅罰しようとした (英祖実録卷 119)。
- 22) 作者の家の洪氏一門と英祖の継妃である貞純王後の実家である金氏一門。
- 23) 注 21) の続きで, 王は金龜柱の洪鳳漢を弾劾する文章を読んで, 年少者を検束できないとして, 龜柱を解任した。「肉袒負荊」は, 表現としては, 肌脱ぎになって茨の杖を負うことで, ひたすらに謝罪したことを意味する。
- 24) 王妃。ここでは貞純王后。
- 25) 王の母親。ここでは貞純王后。
- 26) 英祖 51 年 (1775) 11 月 20 日, 英祖は痰がはなはだしく, 王世孫に代理としてまつりごとをさせることを大臣たちに相談したところ, 洪麟漢が時期尚早であるとして, これを阻止したこと (英祖実録卷 125)。
- 27) 各官庁の郎官, 下級の官吏。
- 28) 従八品相当の官職。
- 29) 配所あるいは左遷の場所におもむくこと。すなわち英祖 47 年 2 月 9 日, 「洪鳳漢ヲ清州牧ニ付処シ, 禍オヨビ禱ヲ大静県ニ安置ス」 (英祖実録卷 116) とある。
- 30) 洪樂信, 洪樂任, 洪樂倫の兄弟。
- 31) 遠い親戚の洪国栄が洪鳳漢に水原府使の職を得たいと頼んだが, 拒絶にあったこと。
- 32) 正祖 6 年 (1782) 9 月 7 日, 宮人の成氏が文孝世子, すなわち正祖の長男を出産したこと。
- 33) 正祖 10 年 (1786) 5 月 11 日, 王世子が昌徳宮の別室で薨じた。
- 34) 王の母親。ここでは作者の姑, すなわち, 英祖継妃の貞純王后をさす。
- 35) 王妃の敬称。正祖妃。
- 36) 正祖の側室のひとりで, 純祖の生母に当たる女性。
- 37) 後の純祖。
- 38) 作者の弟の, 洪樂信, 洪樂任, 洪樂倫。
- 39) 洪駿漢, 洪龍漢。
- 40) 洪駿漢。
- 41) 洪龍漢。
- 42) 本を読んだ回数を数えるもの。
- 43) 王孫の入学の時に成均館の儒生として仕える役目。「大司成卒執事儒生入侍將命洪龍漢」 (英祖実録 37 年 3 月壬寅の条)。
- 44) 叔父洪駿漢の妻の徐氏。
- 45) 仲父洪麟漢の妻の申氏。
- 46) 母方のおばである宋参判夫人の娘が季父の洪龍漢に嫁いでいた。

- 47) 正月 21 日は亡くなった思悼世子の誕生日であった。
- 48) 貞純王后。
- 49) 王世子, 王世子嬪, 王子, 王孫, 王の私親の墓所。
- 50) 安辺の後方にある山。
- 51) 水原に建てられた離宮。
- 52) 注 10)を参照のこと。
- 53) 内儒司。
- 54) 漢の明帝の三年, 陰皇太后とともに光武帝の陵である章陵を参拝した。
- 55) 官衛, 官房などにある金穀の管理をした役人。
- 56) 庶出の子孫。朝鮮朝では嫡出と庶出の区別がきびしかった。
- 57) 正祖 18 年 (1794) のこと。
- 58) 肅宗大王の陵。高陽にあった。
- 59) 伝説の仙女。青海原が三度桑田になったのを見て, 蓬萊に向かったときには, その前で, 水が引いたという故事による。
- 60) 洪守榮の妻は安東金氏, 牧使履長の娘で, 忠献公金昌集の玄孫。
- 61) 作者の姪, すなわち兄の洪樂仁の娘で趙氏に嫁いだ。
- 62) 作者の末の妹で, 李復一の妻。
- 63) 洪駿漢と洪龍漢。
- 64) 洪樂信, 洪樂任, 洪樂倫。
- 65) 作者の父の洪鳳漢の姉で李彦衡に嫁いだ。
- 66) 洪鉉輔の後室の李氏。
- 67) 洪麟漢の次男の洪樂述および三男の洪樂進の兄弟。
- 68) 洪麟漢の長男の洪樂遠。
- 69) 洪樂任。
- 70) 洪樂信。
- 71) 洪樂倫。
- 72) 学問を教え, 精神を修養するところ。
- 73) 唐代の人で, 兄弟間が睦まじく, 九世間が同居したという。
- 74) 祖先の余沢によって官職に就くこと。
- 75) 洪最榮の子。
- 76) 洪駿漢。
- 77) 洪龍漢。
- 78) 父親世代の親族, すなわち, 仲父洪樂信, 叔父洪樂任, 季父洪樂倫。
- 79) 李復一の妻。